

平成25年9月13日

株式会社モイストに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社モイスト（以下「モイスト」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

モイストが新聞折り込みチラシ等において行った「烏龍減肥」と称する食品の瘦身効果に関する表示について、景品表示法に違反する行為（表示を裏付ける合理的根拠が示されず、優良誤認に該当）が認められました。

1 モイストの概要

所在地 東京都江東区亀戸一丁目4番2号
代表者 代表取締役 白土 八千代
設立年月 平成20年12月
資本金 1500万円（平成25年9月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「烏龍減肥」と称する食品

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

- a 日刊新聞紙に折り込み、又は通信販売業者等が発行する商品カタログ等に同封し、それぞれ配布したチラシ **別紙1**
- b 自社ウェブサイト **別紙2**

(イ) 表示期間

- a 平成24年3月13日から同年11月16日まで
- b 平成24年5月頃から平成24年12月頃まで

(ウ) 表示内容

前記(ア) aのチラシ又はbの自社ウェブサイトにおいて、次のように、あたかも、

対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい瘦身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

a チラシ

「私たちはたった1粒飲んで 楽ヤセしました！！」、「食べたカロリー・溜まったカロリー なかったことに・・・」、「運動も食事制限も続かな～いという方は必見！！！」等と記載

b 自社ウェブサイト

「運動も食事制限も続かな～い。という方、必見！しっかり食べてもスッカリダイエット！！」、「ダイエット成功者続々！既に10万人のダイエットターが実感！？」、「ほんの一粒・・・まさか、ここまで「実感できる」とは思っていなかった・・・。」等と記載

イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第4条第2項の規定に基づき、モイストに対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、モイストから資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められなかった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室 担当者：金子（智）、宮下

電 話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

ふよふよたるんだ
ぜい肉に 噛!!!

私たちが
たった1粒
飲んで

楽ヤセ
しました!!

気になる背中のお肉がスリリ
3食たべてもスリムを楽に

4,900円 6,300円 (17% OFF!)
送料無料

0120-615-721

私たちが
たった1粒
飲んで

楽ヤセ
しました!!

食べたカロリー・溜まったカロリー
なかったことに...

緊急ステーブ!
運動も 食事制限も 続かな〜い という方は 必見!!!

スゴイ 烏龍茶 発見!?

10万人のダイエットが実感!?

アラサーはもちろんアラフォー世代も大注目

ウエスト: -14.0cm
ヒップ: -10.0cm
太もも: -10.3cm

わすか60日のダイエット! 驚異の-12.8kgの秘密は中面で!!

運動も 食事制限も 続かな〜い
という方は 必見!!!

大人気! 40年連続

運動も食事制限も続かな〜い。という方、必見!
しっかりと食べてもスッキリダイエット!!

やるぞ! 2ヶ月

短期間で 楽ヤセ!

スッキリ、きれい、イキイキの歯口さんのヒミツはこれ!

烏龍減肥 87%OFFキャンペーン

食べてもポッチャリ対策
ダイエットサプリ!

烏龍減肥 (トクダマ茶) 483倍

1ヶ月分 87%OFF **630円**

運動も食事制限も続かな〜い。という方、必見!
しっかりと食べてもスッキリダイエット!!

あなたも今すぐ特別価格にてご実感ください。

ダイエット成功者続々!
既に10万人のダイエッターが実感!

46歳、2ヶ月間でスッキリ!

ダイエット成功者続々!
既に10万人のダイエッターが実感!

ほんの一粒…
まさか、ここまで「実感できる」とは
思ってたかった…。

2ヶ月で
体重: 44.3kg
ウエスト: 58.7cm

体重 44.3kg
体脂肪率 17.7%
二の腕 21.0cm
ウエスト 58.7cm
ヒップ 84.0cm
太もも 44.3cm

ほんの一粒…
まさか、ここまで「実感できる」とは
思ってたかった…。

ほんの一粒…
まさか、ここまで「実感できる」とは
思ってたかった…。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～3 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令
(抜粋)

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

